2012 年 5 月 17 日 於 5 月 31 日東北大学民法研究会 報告者 駒澤大学法科大学院 非常勤講師 藤井純一

意図しない公益信託 ¹は新信託法によって救済されるのか 公益信託ニ関スル法律 ²改正 ³にかかる一考察

1. 報告要旨

Iはじめに

平成 18 年の信託法の改正に際し、公益信託については、実質的な改正を行わないこととされた ⁴。しかし、公益信託法が受益者の定めのない信託のうち公益を目的する信託は「許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ⁵」と規定したことにより許可のない公益信託については、実質的な改正が行われている。許可のない公益信託については、旧信託法下においてこれを認める学説が有力であった ⁶こと及び公益を目的とする寄附の中に許可のない公益信託の要件を充たすものが現在多数見出される ⁷にもかかわらずこのように規定されたことに違和感を覚えるものである。立法者は、公益信託制度は遅滞なく見直す、あるいは、許可のない公益信託は信託としても無効 ⁸であって社会に存在しない、したがってこのように規定しても問題ないとでも考えたのであろうか。

本報告は、公益信託法の見直しが予定される⁹なか、その見直しを行うに当たっては、許可のない公益 信託及び意図しない公益信託を考慮に入れて行うべきであると主張するものである。

Ⅱ事例

本報告は、まず、報道等から見出した意図しない公益信託の事例を紹介する。もとより紛争があって 財産の保護が要請されているものではない。しかし、公益活動を支援することを意識して寄付する機運 が芽生えており ¹⁰、公益目的を定めてなされた寄附財産が寄附受入れ者において分別して管理される事 例を見出すことができる。そして、今後そのような寄附はさらに増加することが考えられる。このよう

¹ 信託当事者の主観的意図が信託設定を意図しない信託であって、形式的には信託の要件を充たすものであって受益者の定めのない信託のうち信託目的が公益目的のものであるもの。主観的には信託設定を意図していないので当然主務官庁の許可は得ていない。

² 大正 11 年 4 月 12 日法律第 62 号(以下「公益信託法」という。)

³ 平成 18 年の信託法改正に際し衆参両院の法務委員会においてそれぞれ「公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることにかんがみ、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこと。」との同一内容の決議がなされている。(平成 18 年 11 月 14 日衆議院法務委員会平成 18 年 12 月 7 日参議院法務委員会)

^{4 [}寺本昌弘, 2008]479 頁

⁵ 公益信託法 2 条、 [新井誠, 2008]419 頁

^{6 [}四宮和夫, 1989]112 頁

^{7 [}日本ファンドレイジング協会, 2012]28 頁、2012 年 2 月 14 日本経済新聞 14 版「震災寄付金 4400 億円に」等

^{8 [}村松秀樹、富澤賢一郎、鈴木秀昭、三木原聡, 2008 年] 393 頁

⁹ 注 3

^{10 [}日本ファンドレイジング協会, 2012]28 頁

な事象は、紛争が生じたときに当該寄附契約が信託契約であったと主張する可能性があることを示唆するものである。したがって、公益信託法の見直しを行うについてこれらの事例を念頭に検討する必要があるものと思われる。

Ⅲ許可なき公益信託の可否

次に、新信託法のもとでの許可ない公益信託の設定の可否について検討を行う。新信託法の下の許可なき公益信託についての考えを示すのは、[新井誠,2008]である。旧信託法下においてこれを可とする [能見善久,2004]が新法下においても成立するかを考えながら、目的信託と考える考え方及び立法者意思の四つの考え方を比較し、事例にあてはめその当否をする。

IV意図しない公益信託の救済

さらに、当事者が意図しない許可なき公益信託の現行法による救済について検討する。公益目的の寄 附を念頭において当該寄附財産が守られるかという観点から意図しない公益信託の信託財産の救済につ いて検討する。したがって、寄附契約を負担付贈与契約と解することでは救済できず、信託と解さなく ては救済できない場面、具体的には受託者の倒産、権限違反 ¹¹といった場面 ¹²を想定し検討を加え、現行 信託法の問題点を指摘したい。

Vまとめ

そして、公益信託法の改正への示唆及び残された問題について述べる予定である。

2. 参考文献

四宮和夫「信託法<新版>」1989 年有斐閣 112~115、307~314 頁 能見善久「現代信託法」2004 年有斐閣 275~305 頁 新井誠「信託法【第 3 版】」有斐閣 2008 年有斐閣 400~427 頁

3. その他の引用文献

寺本昌弘. (2008). 逐条解説新しい信託法[補訂版]. 商事法務. 村松秀樹、富澤賢一郎、鈴木秀昭、三木原聡. (2008年). 概説新信託法. きんざい. 藤澤治奈. (2009). 信託という性質決定に向けての覚書. 立教法学 77, 349-382. 日本ファンドレイジング協会. (2012). 寄附白書 2011. 日本経団連出版.

以上

¹¹ 信託法 23条、27条

^{12 [}藤澤治奈, 2009]381 頁